

# 経済安保・秘密保護法に反対を！ 運用基準パブコメ編

2024年12月  
秘密保護法対策弁護団

2024年5月、通常国会で、セキュリティ・クリアランス制度の導入などを盛り込んだ「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」が成立してしまいました。

これは、特定秘密保護法自体の改正ではありませんが、特定秘密保護法の特定秘密の対象となっていた4分野（外交、防衛、テロ、スパイ活動）に加えて、さらに**経済情報についても秘密とすることで秘密保護法制を拡大**し、市民の知る権利の制限を拡大しようとする「**経済安保・秘密保護法**」です。

私たち秘密保護法対策弁護団は、特定秘密保護法について、秘密指定が恣意的に拡大するおそれがあること、公務員だけでなくジャーナリストや市民も独立教唆・共謀・煽動の段階から処罰されること、最高刑は懲役10年の厳罰であること、政府の違法行為を暴いた内部告発者、ジャーナリスト、市民活動家を守る仕組みが含まれていないこと、適性評価によるプライバシー侵害のおそれが高いこと、政府から独立した「第三者機関」も存在しないことなど、ツワネ原則（国家安全保障と情報への権利に関する国際原則）にことごとく反していて根本的な欠陥があると考え、廃止もしくは抜本的改正を求めてきました。

私たちは、**知る権利、言論・表現の自由、報道の自由、プライバシー権、ひいては民主主義を危うくする秘密保護法制強化の今回の動きに強く反対**し、引き続き反対運動を継続します。

2024年11月28日から**12月27日まで**、本法の**運用基準案についてパブリック・コメントの意見募集**がされています。このリーフレットでは、本法の問題点を指摘しつつ、本法による悪影響を小さくするための方策として、パブリック・コメントのポイント等をまとめました。

## 【本法の概要】

- ① 重要経済基盤保護情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため特に秘匿する必要があるものを、「**重要経済安保情報**」として**秘密指定**する。
- ② 当該情報にアクセスする必要がある者（政府職員と民間人）に対して**政府による調査を実施し、信頼性を確認してアクセス権を付与**する（セキュリティ・クリアランス＝適性評価）。
- ③ 「**重要経済安保情報**」の漏えいや取得行為について**5年以下の拘禁刑や500万円以下の罰金刑**などを科す。**共謀、教唆、煽動段階でも処罰**する。



「セキュリティ・クリアランス」という新しい言葉を使っているけれど、結局、特定秘密保護法上の、①特定秘密の指定、②プライバシー侵害のおそれが指摘されている適性評価制度、③重い罰則と、**完全に同じ構図**だね！

## 【本法の問題点について】

### 第1 定義が不明確で、政府が自由に解釈して秘密指定できます。

本法は、重要経済基盤保護情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため特に秘匿する必要があるものを、「重要経済安保情報」として指定するとしています。

しかし、その範囲が不明確で、恣意的に拡大されていく可能性があります。「秘密」が無制限に拡大されていく可能性が高く、歯止めがありません。

### 第2 「重要経済安保情報」の漏えいや取得行為について5年以下の拘禁刑や500万円以下の罰金刑などを科します。共謀、教唆、煽動段階でも処罰します。

重要経済安保情報を取得する行為についても上記のように重い刑罰を設けている上、漏えい又は取得行為について共謀・教唆・煽動した者も処罰対象としています。

冤罪の温床になる危険があります。ジャーナリストや市民が情報を取得しようとする場合に萎縮効果が生じ、知る権利を害します。



### 第3 特定秘密保護法の対象を、運用で拡大します。

本法自体は、特定秘密保護法の改正を含んでいません。しかし、政府は、漏えいによって安全保障に「著しい支障」がある経済安保情報については、特定秘密保護法が適用されると強弁するに至りました。これに対して、本法は、安全保障に「支障」があるものを「重要経済安保情報」とする形をとっています。

つまり、特定秘密保護法の特定秘密について、法改正ではなく、運用で、経済情報分野について拡大するというのです。

### 第4 広範な民間人について、秘密に接触できる者と接触できない者に分けるために、家族も含めて、身辺調査（セキュリティ・クリアランス＝適性評価）を行います。

特定秘密保護法の適性評価は主に公務員が対象でしたが、本法ではサプライチェーンや基幹インフラに関与する多数の民間事業者、先端的・重要なデュアルユース技術の研究開発に関与する大学・研究機関・民間事業者の研究者・技術者・実務担当者など、広範な民間人が適性評価の対象となることが想定されています。

特定秘密保護法の適性評価と同様、活動歴、信用情報、精神疾患など高度なプライバシー情報まで取得し、しかも、本人だけでなく、その家族や同居人についても調査の対象となります。

適性評価を受けるに際しては本人の同意を得ることとされていますが、調査を拒めば、結局、企業等が取り組む研究開発や情報保全の部署などからは外される可能性が高いと言わざるを得ません。

### 第5 両院の情報監視審査会の審査・調査が及ぶことが明記されていません。

秘密指定や適性評価が適正なされているかをチェックするためには、政府から独立した第三者機関も必要不可欠です。

特定秘密保護法においては、両院の情報監視審査会が運用を常時監視することになっており、提出命令などの権限強化の必要はあるものの、一定の監視機能を果たしてきました。

しかし、本法では情報監視審査会の審査・調査が及ぶことが明記されていません。情報監視審査会による監視と共に、監視権限の強化が必要です。



## 【パブリック・コメントのすすめ】

### Q1 そもそもパブリック・コメント（パブコメ）とは何ですか？

行政機関が政策を実施していく上で、政令や省令などを定める際に、あらかじめその案を公表し、広く市民から意見、情報を募集する手続が、パブリック・コメント制度（意見公募手続）です。特定秘密保護法の運用基準を策定する際にも、パブコメが実施され、多くの意見が集まり、運用基準に一部反映されました。悪法の悪影響を小さくするための方策として、パブコメは有効です。

### Q2 運用基準案のパブコメは、どこでできますか？

まず、政府の「e-gov パブリック・コメント」のホームページから、案件一覧の中の、【「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（案）」に関する意見募集について】（下記）を開いて下さい。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=095240690>

右上のQRコードからも該当ページに進めます。このページが、本件パブコメの説明のページであり、運用基準案のPDFなどがダウンロードできます。



このページの「意見募集要項」を開くと、意見募集フォーム URL（下記）が記載されています。

[https://form.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/opinion-0015.html](https://form.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/opinion-0015.html)

右のQRコードからも意見募集フォームのページに進めますので、表示される案内に従って提出してください。

なお、郵送提出の場合は「意見募集要項」に郵送先が記載されています。



### Q3 運用基準案のパブコメはいつまでにやる必要がありますか？

2024年12月27日の夜までになります。

### Q4 パブコメには何を書いたらいいのですか？

運用基準案を見て、気になる点や、加筆・修正した方が良くと思う点など、何でも構いません。下記に、いくつかポイントをまとめてみましたので、参考にしてみてください。

## 【パブリック・コメントのポイント】

### ポイント①：「重要経済安保情報」の指定方法について

運用基準案の第2章、「第2節 指定に当たって遵守すべき事項」「1 遵守すべき事項」において、抽象的・包括的に指定を行うことを禁止すること、文書単位で具体的に指定を行うべきことを明記すべきです。

現に特定秘密保護法では、抽象的・包括的に秘密指定がされており、そのために秘密指定が拡大して歯止めがない状態です。米国の制度などを参考にして、文書単位で具体的に指定しなければならないという形にする必要があります。

### ポイント②：違法秘密の通報義務について

運用基準案の第2章、「第2節 指定に当たって遵守すべき事項」「1 遵守すべき事項」には、「公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として、指定してはならないこと。」と記載されています。

上記事実は秘密指定が禁止されるのですから、取扱業務者等が上記事実の指定を発見した場合には、通報窓口に通報する責務があることを明記すべきです。

第6章、第3節の通報に関する部分にも、「通報することができる」（43ページ）となっていますが、秘密指定の適正確保のため、違法秘密に関しては通報義務があると明記すべきです。

### ポイント③：適性評価に際しての労使協定等について

適性評価については本人から同意を得ることとされていますが、労使の力関係等から、労働者が真意からではなく同意をさせられる可能性があります。

両院内閣委員会の附帯決議では、適性評価に関連し、労使間の協議も含めた適切な意思疎通が行われるようガイドラインを作成することが決議されました（衆議院内閣委員会附帯決議第4項、参議院内閣委員会附帯決議第11項）。しかし、運用基準案を読む限り、当該ガイドラインは作成されていません。資料「運用基準の補足として今後定めていくもの」には、2（1）で、指針を今後定めていく予定とありますが、ガイドラインや指針が作成できていないのにパブコメを実施しているということになり、パブコメの意義を減じるもので問題があります。

**附帯決議にある通り、「労使間の協議」を明記し、速やかにガイドラインを作成して公表すべき**です。また、適性評価の実施につき、**労使協定の締結を条件とすべき**ことを規定すべきです。

### ポイント④：適性評価の調査事項の拡大解釈の禁止について

運用基準案の第4章、第1節、3項には、調査事項以外の調査の禁止と、調査の過程で調査事項に関係しない情報を取得した場合の記録の禁止が記載されています。

他方、国会での法案審議段階で、法12条2項1号の「重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項」との関係で、性的動向まで調査対象になるとの拡大解釈の余地があるかのような発言がありました。これでは、1号の抽象性により、「調査事項」の範囲が恣意的に拡大しかねません。

よって、**法12条2項1号について恣意的な拡大解釈が許されないことを明記すべき**です。

### ポイント⑤：指定解除、指定の有効期間満了時の取扱いについて

運用基準案の第3章、「第3節 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した情報を記録する行政文書の保存期間が満了したものの取扱い」では、指定の有効期間が30年を超える場合と25年を超える場合について記載があります。

しかし、重要経済安保情報の指定の有効期間の長短にかかわらず、恣意的な文書廃棄を防止するために、**すべて国立公文書館に移管**することを明記すべきです。

### ポイント⑥：両院の情報監視審査会について

特定秘密保護法では、両院に設置される情報監視審査会が、運用を常時監視するため特定秘密の指定・解除、適性評価の実施状況について調査等しています。

これに対して、この運用基準案の第6章、第4節以下では、情報監視審査会の審査・調査のことが一切記載されておらず、情報監視審査会の審査・調査が及ばないことが前提であるように読めます。しかし、本件は秘密保護法制の拡大であることが明らかですから、**情報監視審査会の審査・調査が及ぶことを記載**すべきです。両院の情報監視審査会規程の改訂も必要です。

さらに、**情報監視審査会が政府に重要経済安保情報の提示を求めた場合には、政府による拒否は許されないことも明記**すべきです。

#### 【まとめ】

この法律の本質は「**経済安保・秘密保護法**」に他なりません。

今回の運用基準案のパブリック・コメントに多くの意見を寄せることで、本法の抜本的見直しを求めつつ、本法による悪影響を小さくするための運動を続けましょう！

#### 【お問い合わせ先】

秘密保護法対策弁護団事務局長 海渡双葉（横浜合同法律事務所 045-651-2431）